

平成 25 年 10 月 10 日 建設消防委員会

付託案件及び関連する陳情書の審査

議案第 263 号 大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例案

[関連する陳情書]

陳情第 355 号 大阪南港野鳥園の存続に関する陳情書

委員長

付託案件の審査を行います。

議案第 263 号および関連する陳情書 355 号を一括して議題と致します。

Q(N 西川議員:自民党)

本会議の採決を控えたぎりぎりの質問でございます。

港湾局には心してご答弁を願いたいと思います。

魚釣り園および野鳥園については市政改革プランの見直しとして、海浜施設条例上の施設としては廃止するという条例改正案が上程され、先日の建設消防委員会で質疑をしましたが、その時には条例廃止後、それまでの機能をどんなふうに維持していくのか明らかにされませんでした。今日の委員会では、その点を明らかにしていきたいと思います。

まず、市政改革プランでは、この二つの施設について、海浜施設条例の施設として廃止するが、施設の位置づけを変更し、法律的な機能維持を行うということであります。

条例に規定されている施設であり、現在は行政財産である海浜施設として運営しているはずですが、条例を廃止された場合、どんな位置づけになるのか、まずはおうかがいします。

A(I 港湾局井元課長)

魚釣り園と野鳥園につきましては、現在、海浜施設条例に規定する施設として管理運営しております。この二つの施設につきましては、条例を廃止したのち普通財産とするのではなく、港湾施設条例に規定する護岸、緑地として位置づけ、機能を維持してまいります。

Q(N)

今の答弁では、海浜施設条例の施設としては廃止するが、新たに港湾施設条例に位置づけるということであります。

そうであるならば、大阪南港魚釣り園や大阪南港野鳥園といった海浜施設条例に定められた施設の名称はなくなってしまうのでしょうか。それぞれの施設とも今まで多くの市民が来園し、その名称も多くの市民に親しまれてきたものでございます。今後、案内板や看板などまったくなくなってしまうのか、施設の位置づけを変更しても市民に利用していただくことを前提とするならば、名称を残していくことも必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

A(I)

この二つの施設につきましては、今後もこれまでと同様に多くの方に訪れていただくよう、また、これまで使用してきました名称が市民の間では定着していることも踏まえ、条例上の位置づけは変わりますが、機能としてはこれまでと変わりませんので、現在ございます看板の撤去などはせず、現在の名称も残す方向で検討してまいります。

Q(N)

これまで同様、多くの方に親しまれた名称を残すということによろしいですね。

では個別に両施設についておうかがいします。

野鳥園について、先日の委員会では、干潟湿地については現在の環境を保全していくとしたものの、具体的な維持管理については検討中とのことでありました。

端的にお聞きします。今後は、指定管理者に2300万の業務代行料を支払って維持管理してきた施設を、約1500万の業務委託で維持管理するとのことですが、それで本当にこれまでと同じレベルの維持管理ができるのか、維持管理について通常の緑地と同じ基準で業務委託を行うとすると、例えば除草業務のように、現行では不十分で手をいれなければならないところもでてくるであろうし、樹木の剪定などのように剪定をしすぎたことで野鳥が集まらないなど、逆に手を入れなくてもいいところもでてくるのではないのでしょうか。

そういった見極めを誰がするのか、そういったことも含め、検討中であった干潟湿地の管理手法は具体的にどうしていくつもりなのかお聞きします。

A(I)

野鳥園の現行の業務代行料2300万の内訳につきましては、緑地干潟湿地等の維持管理経費約1500万円、展望塔の維持管理費約160万円、野鳥のガイド・探鳥会など集客事業経費を含むのが約800万円となっております。

野鳥園につきましては、今後、指定管理者が常駐いたしませんので、業務委託にあたりましては、現行の管理水準から大きく低下しないよう仕様書に可能な範囲で業務内容を詳細に明記することなどによりまして、これまでと同様、樹木剪定や、ヨシ刈を含む除草、干潟内のゴミ回収、環境調査などを行ってまいります。

その際には、現行の指定管理者や、野鳥関連団体にご意見をおうかがいし、これを仕様書の作成に反映していくことで、業務委託による維持管理によりまして、野鳥の生育環境を保全し、現行の維持管理水準が保たれるよう努めてまいります。

干潟湿地の管理手法につきましては、現在の指定管理者でございます NPO や干潟環境の専門家から意見聴取を行った結果、とくに専門的な知識や特殊な作業が必要ではないというご意見をいただいておりますことから、特別な管理手法は必要ないと考えておりますが、今後も年に1回程度、野鳥の生育環境など干潟湿地の環境につきまして、専門家に確認いただく必要があると考えております。

Q(N)

指定管理者による管理とまったく同じレベルの管理ができるのかというのは大変疑問しいところでございますが、ご答弁の通り環境調査を行い、干潟湿地の状況を今後も客観的に監視していく。また、できる限り、現行の管理水準を守っていくよう努力を尽くすということなので、それを前提として、もう一つの課題であります展望塔についても確認をしておきます。

先日の委員会の議論では、展望塔を民間やボランティアが利用するには、光熱水費など必要な管理経費をどのように確保していくかなど課題の解決に向けて鋭意取り組んでいくとのことでした。お聞きしましたところによりますと、光熱水費など展望塔を運営していくためには、年間約160万円の経費がかかるとのことでございます。展望塔の運営スキームの課題であったこの160万円の必要経費は大阪市が負担するしかないと思いますが、どうでしょうか。

また、これまでは指定管理者がレンジャーとして展望塔に常駐し、干潟湿地を監視していましたが、今後は民間やボランティアなどを活用する運営スキームを検討することになっていたはずですが、ボランティアの活用については、野鳥のガイドや探鳥会などのイベントは、今までの指定管理者が業務代行料の中で業務として行っていました。そういうことを、今後はボランティアが行っていくとなれば、それなりの経費もかかるし、その経費を持ち出してまで無償でやっていたらいいのでしょうか。疑問だと思います。

さらに、先ほどの答弁にもあったように、これを今後、専門家の意見などを聞いて、干潟湿地を含む緑地部分の維持管理業務を委託していくとなれば、通常の緑地の維持管理を前提としているわけですから、市政改革プランで現在想定している 1500 万円も超えることも十分に考えられます。こういった経費も含めて、大阪市で負担すべきだと思いますが、どうでしょうか。

A(I)

本市といたしましては、干潟湿地は貴重な社会資本であると考えておりますことから、現行の環境を保全するとともに、展望塔を活用し、市民の方が引き続き野鳥を観察できるよう課題の解決に向け、取り組んできたところでございます。

展望塔につきましては、本市がこれまでと同様の維持管理を行っていくこととし、年間の維持管理経費 160 万円についても本市が負担してまいります。条例施設としての廃止後、現在、展望塔を活用して行われております野鳥ガイド、探鳥会などのイベントの実施に対しますボランティアの活用につきましては、現在、野鳥関連団体に打診しております、10 月中には返事をいただける予定でございます。

このイベントの実施に対する経費など、いま、委員ご指摘の増加されることが想定されるものにつきましても、必要であれば本市で負担することも考えてまいります。

展望塔の運営経費などを本市が負担することによりまして、市政改革プランの見直し後価格は減少することとなりますが、来年度以降も野鳥が観察出来る貴重な環境学習の場として、今後も市民の方にご利用いただけるよう展望塔を活用し、野鳥園の機能を維持していきたいと考えております。

……魚釣り園の部分は省く……

Q(N)

いろいろと質疑で具体的な内容を確認してきましたけれども、最後に、条例施設から廃止して本当に機能を維持して、市民が引き続き利用できるのか港湾局長さんの意見を聞いておきたいと思えます。

A(徳平港湾局長)

ご審議いただいております野鳥園と魚釣り園の両施設は、いずれも長年にわたって市民に親しまれてきました貴重な施設でありまして、今回、海浜条例の施設としては廃止いたしますものの、引き続き野鳥園につきましては、干潟湿地の環境を保全し、野鳥の観察ができる貴重な環境学習の場として、また、魚釣り園につきましては、安全対策をこれまでと同様に実施いたしまして、ご家族連れも含めて安心して魚釣りができる場として、今後共市民の皆様にご安全に安心して楽しんで利用していただけるようにしてまいります。

[今回、特別に委員会をお開きいただき、ご審議賜ったことは大変重く受け止めておりまして、港湾局といたしまして、両施設の機能の維持にしっかりと取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。](#)

Q(N)

どうぞよろしく申し上げますね。

本日の質疑で、前回の建設消防委員会で不透明であった野鳥園の干潟湿地の管理および展望塔の活用手法、また魚釣り園の安全対策について、具体策が明らかになりました。また二つの施設の名称もなんとか残るようでございます。

先日も申し上げた通り、野鳥園は、開園以来 30 年をかけて素晴らしい施設となっております。指定管理者によってさらによくなった事例ではないかと思います。先日の委員会で金沢委員がおっしゃった通り、本当に素晴らしい野鳥の楽園です。絶対に残さなければならないと、そういう風に思っております。そんな長い年月をかけて多くの人たちの手で守られてきた野鳥園が野鳥の観察すらできない施設になってしまうのは、本当に忍びない。野鳥園の機能をしっかりと維持して、世界に誇れる施設として維持することが大前提であります。野鳥園については今後も引き続き、答弁にあったように干潟湿地の環境を保持しつつ野鳥の観察ができる貴重な環境学習の場として利用できるよう強く要望しておきます。

さらに、魚釣り園についても野鳥園と同様、市民に長年親しまれてきた施設であります。さきほどしっかりと安全対策を行うとの答弁がありましたが、同様に今後も引き続き市民が安心して魚釣ができるよう港湾局に強く要望を申し上げて質問を終わります。

[◆一部改正案については、共産党以外は全て賛成。](#)

動議：西川委員

委員長、動議を提出致します。ただいま可決すべきものと決した議案第 263 号については次の**付帯決議**を付されることを望みます。

「大阪南港野鳥園については、干潟湿地の環境を保全し、野鳥の観察ができる貴重な環境学習の場として、市民が引き続き利用できるよう、施設の機能を維持すること。

大阪南港魚釣り園については、人命にかかわる事故などを防止し、引き続き市民が安心して魚釣ができるようハード、ソフト両面にわたる安全対策を行うこと」

以上であります。よろしくお願いいたします。

委員長

おはかりいたします。只今の西川委員の動議について、ご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって、**西川委員の動議の通り、議案第 263 号に対し付帯決議を付すべきものと決しました。**

この際申し上げます。陳情第 355 号につきましては、議案第 263 号が可決すべきものと決したことにより一事不再議の原則により議決を要しないものといたします。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。